

平成24年11月26日

各 位

会 社 名 株式会社ウィル  
代 表 者 名 代表取締役社長 岡本 俊人  
(コード番号：3241)  
問 合 せ 先 代表取締役 友野 泉  
役 職 ・ 氏 名  
電 話 0797-74-7272

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成24年11月26日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の理由

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100株を1単元とする単元株制度の採用を行うものです。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、当社株式の投資単位当たりの金額は実質的に10分の1になります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成24年12月31日(月曜日)を基準日として、同日(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成24年12月28日(金曜日))の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	11,308株 (平成24年11月26日現在)
今回の分割により増加する株式数	11,296,692株 (発行済株式総数に999を乗じた株式数)
分割後の発行済株式総数	11,308,000株
分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

##### (3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成24年12月14日(金曜日)
基準日	平成24年12月31日(月曜日) ※実質的には平成24年12月28日(金曜日)
効力発生日	平成25年1月1日(火曜日)

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年1月1日(火曜日)

※平成24年12月26日(水曜日)をもって、大阪証券取引所JASDAQ市場における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成25年1月1日(火曜日)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

- ①株式の分割割合に応じて当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行第6条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③現行第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更箇所を示しています)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第39条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文は現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年1月1日から効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

#### 【ご参考】

1. 今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。
2. 今回の株式分割は平成25年1月1日(火曜日)を効力発生日としておりますので、平成24年12月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。そのため、配当予定金額の変更はありません。

以上